

会派視察・研修報告書

会派名 市民ネットワーク

代表者名 井上あけみ

1 日 ち	令和6年8月5日（月）14：00～17：00
2 視 察 先 研修名、主催者及び会場	地方議会議員セミナー「議会運営委員会の役割と権限 in 札幌市」 (株) 廣瀬行政研究所 主催 自宅にてオンライン参加
3 参 加 者	井上あけみ
4 調査・研修の テーマ	議会運営委員会の役割と権限
5 主な内容	<p>1. 議会運営委員会の役割と権限について (1) 議会の運営に関する事項 (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 (3) 議長との諮問に関する事項</p> <p>2. 議会運営委員の選出手法と委員外議員の活用・会派離脱との関係</p> <p>3. 議会運営委員会の答申と法的拘束力</p> <p>4. 議長等との兼職の是非</p> <p>5. 議会運営委員会と常任・特別委員会、協議等の場との関係。</p>
6 所感、提言事項、課題等	<p>【議員氏名】井上あけみ</p> <p>今回、議会運営委員会の運営について調査するため、元全国市議会議長会法制参事で長年にわたり全国議長会の法務担当であった廣瀬和彦氏の、議会運営委員会についての研修会に「ズーム」を活用し自宅パソコンを使用し参加した。</p> <p>とりわけ、議会運営委員の選出についてと委員外委員の活用ということが含まれていたため、興味を持って参加。（*資料は事前送付のパワーポイント全64P）</p> <p>井上の質問に対し、委員外議員の代表で、議会運営委員会に出席した委員が表決の際に、委員外議員全員の合意がない場合、表決に参加できないという表記は誤りである。とのこと</p> <p>委員外議員の発言については、委員外議員の活用として全国議長会の「標準市議会規則第117条」「多治見市議会会議規則第2章、第116条」（委員外議員の発言）として</p> <p>1, 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。</p> <p>2, 委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決める。（委員長の許可を得て発言は可能と理解した。）</p> <p>また、欠席者の代理出席の場合も委員外委員として発言可能だが、討論、表決には参加できないとの説明もあった。また、副議長は議会運営委員会では発言できないが、委員外委員として発言は可能という説明もあり、他の項目も含め大変有意義な研修であった。</p> <p>また、棄権者のいる場合の表決については、地方自治法で規定されていないので、棄権は議員の法的な権利として認めることはできない。しかし法律上禁止されていないので可能である。その場合、事前に議長または議会事務局に連絡するよう申し合わせるのが適当。とのことであった。</p>

7 写 真 等 ※視察の場合は必須、研 修の場合は任意	
-----------------------------------	--

※視察先、研修先ごとに1枚作成すること。

※「6 所感、提言事項、課題等」は、参加者全員分を記載すること。